**組合員被扶養者証を提出できない場合の誓約書**

　　年　　月　　日に申告した被扶養者申告書により取消を行う

被扶養者（被扶養者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　について、

地方公務員等共済組合法施行規程第98条第1項により、組合員被扶養者証

の提出を行わなければならないところ、組合員被扶養者証を亡失し、提出が

できないことを、ここに書面をもって申し立てます。

　あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　亡失した組合員被扶養者証について、後日発見した場合は、速やかに地

　方職員共済組合大阪府支部に連絡し、提出すること。

２　亡失した組合員被扶養者証について、後日発見した場合は、医療機関等

で使用しないこと。

３　亡失した組合員被扶養者証について、後日発見したにもかかわらず地方

　職員共済組合大阪府支部への提出を怠り、医療機関等で使用した場合は、

当該医療費に相当する額を地方職員共済組合大阪府支部に返還すること。

地方職員共済組合大阪府支部長　様

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　組合員住所

　　　　　　　　　　　　　　　組合員氏名